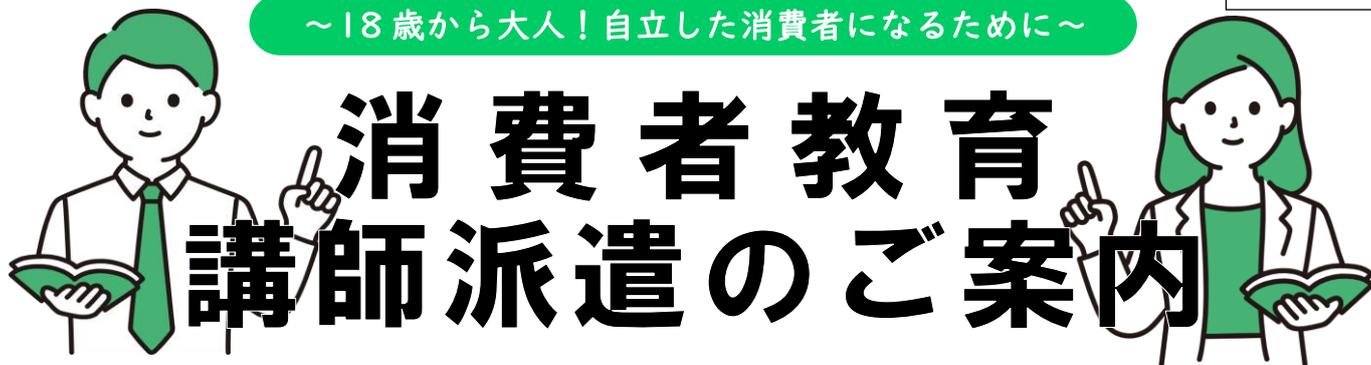


～18歳から大人！自立した消費者になるために～



消費者教育 講師派遣のご案内

令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられたことにより、社会経験が少ない若者への消費者教育の必要性がより一層高まっています。各分野の専門家から学び、安心・安全でより豊かな消費生活を送るためのルールやマナー、正しい知識を身に付けましょう。

文部科学省

消費者教育アドバイザー派遣

内容：消費者教育の実践者や専門家を派遣し、地域の実情を踏まえた消費者教育の実施を丁寧に支援します。
対象：地方自治体、大学等



広島市電子メディア協議会

ネット・スマホ出前講座

内容：インターネット・SNSのマナーやトラブル回避のための正しい知識を学習する場として講座を開催します。
対象：市内10名以上の団体、学校等（児童・生徒、保護者、教職員等）



消費者庁

消費者教育出前講座

内容：消費者トラブルの実態に精通した消費生活相談員等が実践的な消費者教育講座を実施します。
対象：中学校（公立・私立）、私立中等教育学校、私立高等学校、大学、短期大学、専門学校（上記対象校の生徒・学生・教職員・保護者会・PTA）



広島県消費生活課

消費生活出前講座

内容：若者が巻き込まれやすい消費者トラブルを動画や冊子等（広島弁を使用するなど、身近に感じられる内容になっています）を活用して分かりやすく説明します。
対象：県内の行政、学校、各種団体などが実施する消費者啓発講座等（原則10名以上）



広島市消費生活センター

消費生活出前講座

内容：成年年齢の引き下げにより新たに成年になる者等を対象に、外部講師を招き、消費者教育の講習を行います。（例：「若者を狙う悪質商法～SNSを悪用した出会いにご用心～」）
対象：市内にお住まいの方で概ね15名以上（応相談）の団体、学校等



広島県金融広報委員会

金融広報アドバイザー派遣

内容：生活設計、資産運用、相続・贈与、社会保障制度、消費者トラブル、金融・金銭教育などに関する学習会への講師派遣を行っています。
対象：10名以上の団体、学校等

